令和８年度
蓮田市浄化槽設置整備事業
補助金のご案内

蓮田市マスコット
キャラクター「はすぴぃ」



蓮田市浄化槽設置整備事業補助金とは、環境衛生の充実に寄与することを目的として、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、既存の**単独処理浄化槽**や**汲取り便所**から、自主的に**合併処理浄化槽へ転換**される方に対し、**市で費用の一部を負担する補助金制度**です。ぜひご利用ください。

- 対象地域は公共下水道事業認可区域や農業集落排水事業整備済み区域等を除いた区域です。
- 建築確認申請を伴う浄化槽の転換を除きます。

◇設置費補助金

区分	補助限度額	備考
５人槽	312,000 円	補助金の対象となるものは、浄化槽本体及びそれに伴う工事費です。
７人槽	366,000 円	
１０人槽	456,000 円	

◇配管費及び処分費補助金

区分	補助限度額
５人槽	200,000 円
７人槽	200,000 円
１０人槽	200,000 円

市の予算には限りがございます。この補助金制度の利用をご希望される方は、**必ず工事着工前にお問い合わせ**ください。

Q：家庭から出る水がどこに流れていくのか知っていますか？



蓮田市マスコット
キャラクター「はすぴぃ」

A：「合併処理浄化槽」は、台所や風呂、トイレといったすべての生活排水を処理できる浄化槽であるのに対し、「単独処理浄化槽」はトイレの水しか処理できません。そのため**単独処理浄化槽や汲取り便所をお使いの家庭では、台所や風呂、洗濯などで使われた水はそのまま近くの道路側溝などを経て河川などに放流されてしまいます。**

単独浄化槽について平成 13 年 4 月 1 日に浄化槽法が改正され、浄化槽を新たに設置する場合は、合併処理浄化槽とすることや、すでに設置されている単独浄化槽についても合併処理浄化槽への転換に努めることなどが定められました。

◇環境保全の取り組みにご理解ご協力をお願いします◇

（問い合わせ）　蓮田市上下水道部下水道課管理担当　℡048-768-1111（代）

手続き等の流れ

補助金の申請から請求等に至るまでの手続きの流れや主な必要書類、そして注意事項につきましては次のとおりです。（詳細につきましては「蓮田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」をご確認ください）

1. 事前確認

申請をする際には、主に次の点について確認が必要となります。

□公共下水道事業認可区域や農業集落排水事業整備済み区域等の区域外であること
□放流先が確認されていること（関係者の承諾等）
□（一社）浄化槽システム協会の定める環境配慮型浄化槽の性能要件を満たしていること
□10 人槽以下の浄化槽への転換であること
□工事着工していないこと
□自己の居住用の専用住宅又は延べ床面積１/２以上を住宅の用に供する供用住宅であること。
□建築基準法第６条第１項に基づく建築物の新築や改築等を行わないこと

なお、次に該当するときは、補助金を交付することができません。

□ 補助金の交付決定以前に浄化槽設置工事を着工したとき
□ 建築基準法第６条第１項に基づく建築物の新築、改築及び増築
□ 販売の目的で浄化槽を設置するとき
□ 専用住宅の賃借人で、賃貸人の承諾が得られないとき
□ 補助金を請求する時までに自己の居住用の専用住宅として利用していないとき
□ 申請年度内に設置工事が完了しないとき

2. 交付申請

交付申請の際は、主に次の書類を提出していただきます。

No.	提出書類	備考
1	補助金交付申請書	要綱様式第１号（第６条関係）
2	浄化槽設置届出書	審査機関を通過した届出書
3	浄化槽に関する調書	蓮田市建築基準法施行細則第４条第１項第３号
4	設置場所の案内図	
5	工事見積明細書	任意の様式可
6	誓約書	
7	登録証	
8	登録浄化槽管理票（C票）	
9	保証登録証（市町村用）	
10	浄化槽等設置場所配置図及び排水・放流先見取図	
11	浄化槽構造図（認定シート）	
12	工事請負契約書の写し	
13	浄化槽設置工事監督専任届及び浄化槽整備士免状の写し	昭和 62 年以前のものは、特別講習受講の写し
14	賃借人は、賃貸人の承諾書	

3. 交付決定等の通知

市は、提出された申請書類の審査を行います。そして、要件が具備されておりましたら、申請者に交付決定等の通知を行います。

4. 設置工事開始

交付決定通知を受けた後、浄化槽設置工事を開始してください。なお、工事等に関して、当初の申請と異なる状況が生じましたら、直ちに変更承認申請を行うようお願いします。

5. 中間現場確認（中間検査）

浄化槽が埋設された後では確認が困難となる施工状況や製品等の確認を目的に、中間の現場確認（中間検査）を行います。（市と施工業者で日程調整します。）

6. 設置工事完了

設置工事が完了しましたら、実績報告の準備を行ってください。

7. 実績報告

設置工事が完了して１か月以内（もしくは、当該年度の２月５日まで）に、実績報告として、主に次の書類を提出していただきます。

No.	提出書類	備考
1	蓮田市補助事業等実績報告書	規則様式第５号（第１３条関係）
2	保守点検業務委託契約書の写し	
3	清掃業務委託契約書の写し	
4	浄化槽法定検査（7、11 条検査）申込みを証する書類の写し	
5	請求内訳書の写し	
6	領収書の写し	工事請負契約書に基づく工事費
7	浄化槽等使用開始報告書	２部
8	施工チェックリスト	
9	浄化槽等配置図及び排水・放流先見取図	申請時と変更のない場合は不要
10	施工時の写真	
11	産業廃棄物管理票（マニフェスト）Ｅ票の写し	間に合わない場合は、契約書の写しと直近のマニフェストの写し

8. 完了現場確認（完成検査）

市に実績報告が提出されましたら、工事が適正に行われたか、現場確認（完了検査）を行います。申請者の立ち合いが必要となります。（市と施工業者で日程調整します）

9. 補助金確定通知

実績報告や現場等を確認して、適正に工事が行われていることが確認できましたら、市は申請者に対して確定通知書を発送します。

10. 補助金請求

確定通知書を受け取りましたら、申請者は補助金の請求書の提出をしていただきます。

なお、**交付請求書に記載されている住所と、申請時の住所が異なる場合は、住民票の添付**をお願いします。

11. 補助金の交付

市が請求書を受け取りましたら、30 日以内に申請者に補助金を交付します。

12. 定期的な浄化槽の点検及び清掃

最終的に合併浄化槽が設置されましたら、管理者（申請者）は、**浄化槽の使用を開始して３か月が経過してから５か月の間に**、浄化槽法第７条の規定による**水質検査**を受けなければなりません。また、その後**１年に１回**は、浄化槽法第 11 条の規定による**水質検査**を受けなければなりません。

浄化槽法に基づき**保守点検及び清掃を定期的に実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるように維持管理をお願いします。**

【参考】　合併処理浄化槽施工チェックリスト

検査項目	チェックのポイント
1. 流入管渠の勾配	・汚物や汚水の停滞がないか。
2. 放流先の状況	・放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。
3. 誤接続等の有無	・生活排水が全て接続されているか。 ・雨水や工場排水等が流入していないか。
4. 舛の位置及び種類	・起点、屈曲店、合流点及び一定間隔毎に適切な舛が設置されているか。
5. 流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形、破損のおそれ等	・管の露出等により変形、破損のおそれはないか。
6. かさ上げの状況	・バルブ操作などの維持管理を容易に行うことができるか。
7. ピットの状況	・ピットには排水口があるか。
8. 浄化槽本体の設置状況	・コンクリートベースが打たれているか。 ・浮上がり防止はされているか。 ・山留め工事はされているか。 ・埋戻しは（土、砂）で水締めをしたか。 ・スラブ用の柱は入れてあるか。
9. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	・保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。 ・保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。 ・コンクリートスラブが打たれているか。
10. 漏水の有無	・漏水が生じていないか。
11. 浄化槽本体の水平の状況	・水平が保たれているか。
12. 接触材等の変形、破損、固定状況	・嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっき槽の接触材に変形や破損はないか。 ・しっかり固定されているか。
13. ばっき装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	・各装置に変形や破損はないか。 ・しっかり固定されているか。 ・空気の出方や水流に片寄りはないか。
14. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	・消毒設備に変形や破損はないか。 ・しっかり固定されているか。 ・薬剤筒が傾いていないか。
15. ブロワーの設置、稼働状況	・防振対策がなされているか。 ・固定が十分行われているか。 ・アースはなされているか。 ・漏電のおそれはないか。
16. ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	・ポンプ槽に変形や破損はないか。 ・ポンプ槽に漏水のおそれはないか。 ・ポンプが２台以上設置されているか。 ・設計どおりの能力のポンプが設置されているか。 ・ポンプの固定が十分行われているか。 ・ポンプの取りはずしが可能か。 ・ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。